

手当・年金等の給付額および所得制限基準額表

種別	所得者 扶養者数	給付額 (円)	①本人の所得限度額 (千円)				②扶養義務者等の所得限度額 (千円)			
			0人	1人	2人	3人	0人	1人	2人	3人
心身障害者福祉手当 (改定 毎年8月)		月額 15,500	3,604	3,984	4,364	4,744	①と同じ			
	ただし、身障手帳3級及び愛の手帳4度の方	月額 7,750								
重度心身障害者福祉手当 (改定 毎年11月)	月額 60,000									
特別障害者手当 (改定 毎年8月)	月額 27,980	6,287					6,536	6,749	6,962	
障害児福祉手当 (改定 毎年8月)	月額 15,220	所得制限はありません								
児童育成手当 (改定 毎年6月)	障害手当					月額 15,500				
	育成手当	月額 13,500								
児童扶養手当 (改定 毎年8月)	全部支給	月額 44,140	490	870	1,250	1,630	2,360	2,740	3,120	3,500
	一部支給	月額 10,410~ 44,130	1,920	2,300	2,680	3,060				
特別児童扶養手当 (改定 毎年8月)	重度	月額 53,700	4,596	4,976	5,356	5,736	6,287	6,536	6,749	6,962
	中度	月額 35,760								
心身障害者医療費助成 (改定 毎年9月)			3,604	3,984	4,364	4,744	3,604	3,984	4,364	4,744
障害基礎年金 (改定 毎年10月)	1級	年額 990,750	3,604	3,984	4,364	4,744	所得制限はありません			
	2級	年額 792,600								
	※生年月日が昭和31年4月1日以前の方									
	1級	年額 993,750	4,721	5,101	5,481	5,861				
	2級	年額 795,000								
※生年月日が昭和31年4月2日以降の方										
<p>※所得制限による受給資格の有無は、毎年、前年の所得により見直しをします。</p> <p>一旦、所得限度額超過等により資格を消失した場合、再度受給資格が生じたときは、改めて申請が必要です。</p> <p>※ 所得＝年間収入（給与所得、不動産所得、事業所得等の合計）－給与所得控除等（又は必要経費等）</p> <p>※ 所得から社会保険料、医療費など控除できるものもあります。</p> <p>※ 心身障害者福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者医療費助成欄の所得限度額は、障害者の年齢によって、参照する欄が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者が20歳以上の場合 ⇒①本人の所得限度額を参照 ・障害者が20歳未満の場合 ⇒②扶養義務者等の所得限度額を参照 <p>ただし、心身障害者医療費助成については、20歳未満の者であっても加入している健康保険の被保険者となっている者についてはその者の所得によること。</p> <p>※ 特別障害者手当、障害児福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の所得限度額は、障害者の年齢にかかわらず、①本人の所得限度額・②扶養義務者の所得限度額の両方を参照します。</p> <p>※ 児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童育成手当(障害手当・育成手当)の支給を受ける本人とは、障害者の父母またはその児童を養育する人です。</p> <p>※ 児童扶養手当の一部支給額は、所得に応じて決定されます。</p> <p>※ 障害基礎年金について、 内以下であれば一部支給できます。</p>										